

調布都市計画防火地域及び準防火地域総括図 (狛江市決定)

狛江市都市計画図

凡例

用途地域・建蔽率・容積率・高度地区・防火指定・日影規制

地域種別	用途地域	図中記号	建蔽率	容積率	高度地区	防火・準防火地域	日影規制			容積率 (平均地価) (からの高さ)
							規制される 建築物	規制される日影期間	10mを超える範囲	
第一種低層住居専用地域	第一種高度地区	①	40	80	第一種高度地区	指定なし	(-)	3時間以上	2時間以上	1.5m
			50	100	準防火地域	軒高が7mを超える建築物または地上3層以上の建築物	(二)	4時間以上	2.5時間以上	
			50	150	第二種高度地区	準防火地域	(-)	3時間以上	2時間以上	4m
第一種中高層住居専用地域	20m第一種高度地区	②	60	200	20m第一種高度地区	準防火地域	(-)	3時間以上	2時間以上	4m
			60	200	25m第二種高度地区	準防火地域	(-)	3時間以上	2時間以上	4m
第二種中高層住居専用地域	25m第二種高度地区	③	60	200	25m第二種高度地区	準防火地域	(-)	3時間以上	2時間以上	4m
			60	200	25m第二種高度地区	準防火地域	(-)	4時間以上	2.5時間以上	4m
第一種住居地域	第二種高度地区	④	80	200	第二種高度地区	準防火地域	(-)	4時間以上	2.5時間以上	4m
			80	200	25m第二種高度地区	準防火地域	(-)	4時間以上	2.5時間以上	4m
			80	200	30m第三種高度地区	準防火地域	(二)	5時間以上	3時間以上	4m
			80	300	第三種高度地区	防火地域				
			80	300	第三種高度地区	準防火地域	(二)	5時間以上	3時間以上	4m
近隣商業地域	第三種高度地区	⑤	80	200	第三種高度地区	防火地域				
			80	300	第三種高度地区	準防火地域	(二)	5時間以上	3時間以上	4m
			80	300	第三種高度地区	防火地域				
商業地域	第三種高度地区	⑥	80	400	第三種高度地区	防火地域				
			60	200	25m第二種高度地区	準防火地域	(-)	4時間以上	2.5時間以上	4m
準工業地域	第三種高度地区	⑦	60	200	25m第二種高度地区	準防火地域	(-)	4時間以上	2.5時間以上	4m
			60	300	第三種高度地区	準防火地域	(二)	5時間以上	3時間以上	4m

容積率 → 200
建蔽率 → 60
高度地区 → 25-2
例: 25-2 → 25m第二種高度地区
2 → 第二種高度地区

※1. 高さの制限は10mです。
※2. 高さの制限は12mです。
※3. 建築基準法第22条に基づき、必要に応じ屋根の不燃化を図る。

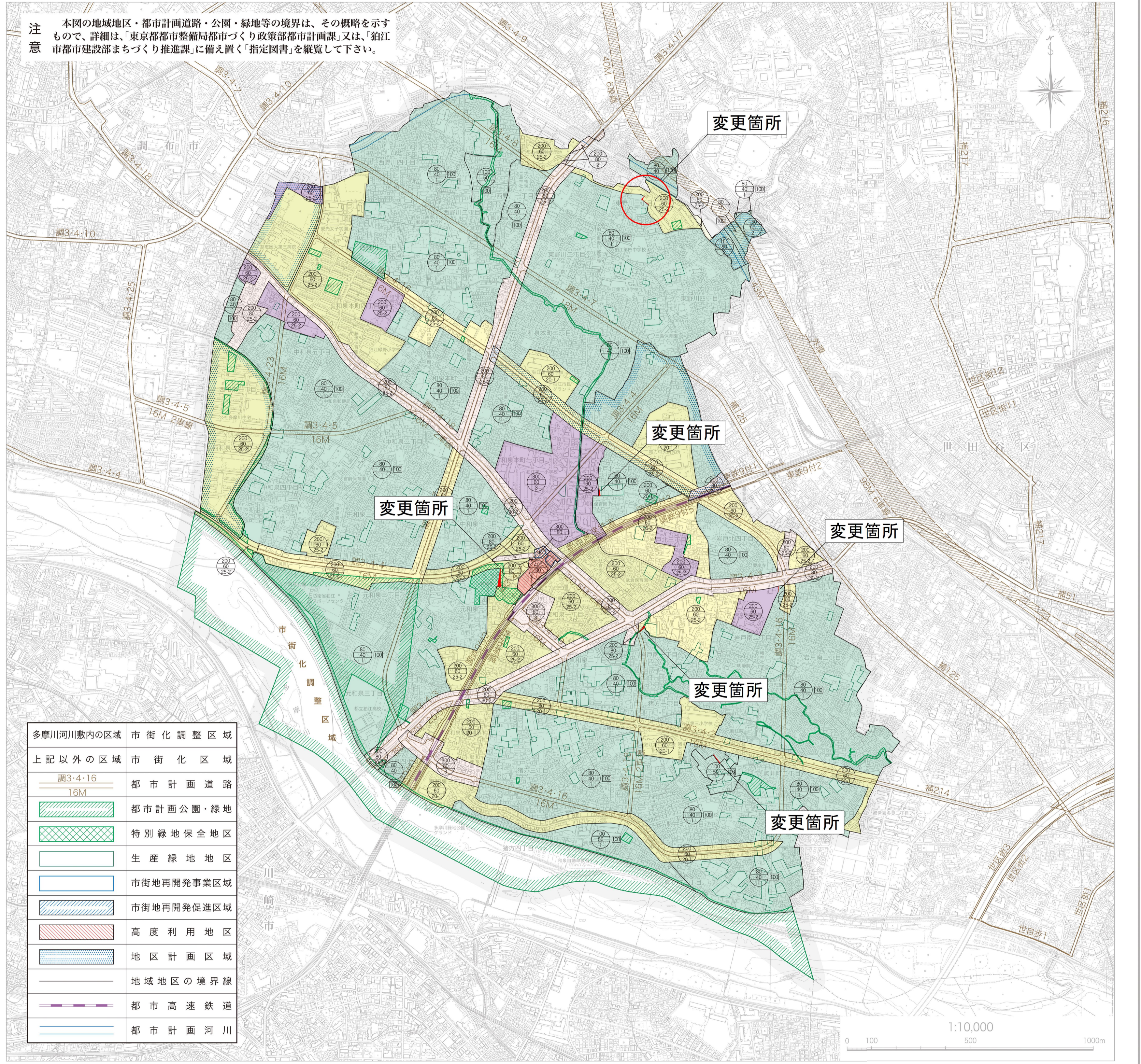
高度地区

第一種高度地区	第二種高度地区	第三種高度地区	20m第一種高度地区	25m第二種高度地区	30m第三種高度地区
建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さ)は、以下同じ。は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が9メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が9メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が9メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が9メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	1 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。 2 建築物の地盤面からの高さ(以下「絶対高さ」という。)は20メートル以下とする。	1 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が9メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が9メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。 2 絶対高さは、25メートル以下とする。	1 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が9メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が9メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。 2 絶対高さは、30メートル以下とする。

関係告示

種別	告示番号	最終告示年月日
都市計画区域	内務省告示第599号	昭和14年12月23日
市街化区域および市街化調整区域	東京都告示第1059号	平成16年6月24日
用途地域	狛江市告示第63号	平成31年3月1日
防火・準防火地域	狛江市告示第124号	平成30年3月30日
高度地区	狛江市告示第64号	平成31年3月1日
市街地再開発事業区域	東京都告示第356号	平成4年3月27日
市街地再開発促進区域	狛江市告示第67号	平成3年2月28日
高度利用地区	狛江市告示第68号	平成3年2月28日
都市計画道路	東京都告示第665号	平成元年6月16日
都市高速鉄道	東京都告示第346号	昭和60年3月26日
同付風街路	狛江市告示第41号	昭和62年8月13日
都市計画公園	狛江市告示第169号	令和3年5月31日
都市計画緑地	狛江市告示第169号	令和3年5月31日
特別緑地保全地区	東京都告示第895号	昭和62年8月13日
日影規制	東京都条例第41号	平成8年5月31日(施行)
都市計画駐車場	狛江市告示第93号	平成4年12月25日
生産緑地地区	狛江市告示第291号	令和4年10月20日
地区計画	狛江市告示第197号	令和4年7月7日

※種別の告示番号及び告示年月日の詳細は、裏面をご覧ください。



凡例

市街化調整区域	市街化区域	都市計画道路	都市計画公園・緑地	特別緑地保全地区	生産緑地地区	市街地再開発事業区域	市街地再開発促進区域	高度利用地区	地区計画区域	地域地区の境界線	都市高速鉄道	都市計画河川
---------	-------	--------	-----------	----------	--------	------------	------------	--------	--------	----------	--------	--------

この地図は、東京府知事の承認を受けて、東京都図尺 2,500分の1地形図を
利用して作成したものである。(承認番号)4都市基図第23号

〔川崎市〕4都市基図第23号、令和4年12月20日

〔川崎市〕の承認を得て同市発行の都市計画図を複製したものである。
承認番号(川崎市告示第178号)